



2022 年 5 月 10 日

各 位

会社名 出光興産株式会社
代表者名 代表取締役社長 木藤俊一
(コード番号：5019 東証プライム)
問合せ先 経理財務部 I R 関根宗宏
室長
(TEL : 03 - 3213 - 9307)

業績連動型株式報酬制度の継続および一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2018 年度から導入し、2019 年 6 月 27 日開催の第 104 回定時株主総会において一部改定いたしました当社の取締役（社外取締役および国内非居住者を除く。以下同じ。）および執行役員（国内非居住者を除く。以下同じ。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の一部改定に関する議案を 2022 年 6 月 23 日開催の第 107 回定時株主総会（以下、「本株主総会」という。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役および上席以上の執行役員（以下、併せて「取締役等」という。）の報酬額を原資として、当社株式が信託（以下、「本信託」という。）を通じて取得され、業績目標の達成度および役位等に応じて、当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下、「当社株式等」という。）が取締役等に交付および給付（以下、「交付等」という。）される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の交付等を受ける時期は、原則として、取締役等の退任後となります。

当社は、本制度の継続にあたって、当社が既に設定している本信託の信託期間を延長して、制度の内容を一部改定するものとします。

2. 本制度改定の目的

当社は、取締役等に対する中長期のインセンティブとして導入している本制度の対象となる期間と、当社の現行の中期経営計画（2020～2022 年度）（以下、「本中期経営計画」という。）および当社が今後策定する中期経営計画の対象となる期間を対応させることで、中期経営計画の目標達成に向けた動機づけをさらに強めることを目的として、本制度を一部改定（以下、「本制度改定」という。）することを決定しました。

なお、当社は、報酬決定プロセスにおける透明性・客観性を担保するため、取締役会の任意の諮問機関として、独立社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会を設置しており、本制度改定については、指名・報酬諮問委員会の審議・承認を経ております。

本制度改定は、本株主総会における承認可決を条件とします。本制度改定の詳細につきましては、別紙をご確認ください。なお、本制度改定は、以下に記載する事項を除き、本信託の実質的な内容の変更を伴うものではありません。

以上

【別紙】

1. 本制度改定の内容

(1) 信託期間の変更

ア 信託期間

現行の本制度は 2021 年度までを対象期間とし、設定済みの本信託の信託期間も 2022 年 8 月に満了するところ、本制度改定においては、本中期経営計画が対象とする期間の最終事業年度にあたる 2022 年度を本制度の対象期間にするとともに、本信託の信託期間も 1 年間延長し、2023 年 8 月までに変更します。

イ 本信託の継続

信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本信託を継続することがあります。この場合、その時点の中期経営計画に対応する年数が新たな対象期間となり、本信託の信託期間も当該新たな対象期間と同一期間延長します。当社は、延長された信託期間ごとに、本株主総会の承認決議を得た 1 事業年度あたりの信託金の上限額に当該新たな対象期間の年数を乗じた額の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイントの付与を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）および金銭（以下、「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本株主総会で承認決議を得た 1 事業年度あたりの信託金の上限額に当該新たな対象期間の年数を乗じた額の範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に本信託を再継続することがあります。

ウ 本信託の終了の取扱い（追加拠出を伴わない信託期間の延長）

本信託を終了する場合においても、信託期間（上記イの本信託の継続が行われた場合には、延長後の信託期間）の満了時に、受益者要件を満たす可能性のある取締役等が在任している場合には、直ちに本信託を終了させずに、一定期間に限り、本信託の信託期間を延長します。ただし、その場合には、取締役等に対する新たなポイントの付与は行いません。

(2) 取締役等に交付等が行われる当社株式等

取締役等には、信託期間中の毎年一定の時期に、役位ごとにあらかじめ定められた基本ポイントに、各事業年度における連結営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益等の業績目標の達成度に応じて変動する業績連動係数を乗じたポイントが付与ポイントとして取締役等に付与されます（なお、業績目標の達成度については、在庫評価損益の影響を除いたベースの指標にて評価を行います）。

取締役等の退任後に、付与ポイントの累積値（以下「累積ポイント数」という。）が算定され、累積ポイント数に相当する当社株式等の交付等が行われます。なお、1 ポイントは当社株式 1 株とし、1 ポイント未満の端数は切り捨てます。ただし、当社株式について信託期間中に株式分割・併合等が生じた場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて 1 ポイント当たりの交付等が行われる当社株式の数を調整します。

(3) 本信託に拠出される信託金の合計上限額および本信託において取締役等に付与するポイントの総数の上限

ア 本信託に拠出される信託金の合計上限額

取締役等への報酬として、信託期間内に本信託へ拠出することのできる信託金の合計

額は、1事業年度あたり6.4億円とし、対象期間に本信託に拠出する信託金の上限額は、6.4億円に対象期間の年数を乗じた金額とします。なお、上記（1）イの本信託の継続が行われた場合には、本信託に拠出する信託金の合計上限額は、かかる1事業年度あたりの信託金の上限額（6.4億円）に新たな対象期間の年数を乗じた数に相当する金額となります。なお、本制度改定後の当初の対象期間は、本中期経営計画が対象とする期間の最終事業年度にあたる2022年度（2022年4月から2023年3月まで）の1事業年度とします。

信託期間に本信託に拠出する信託金の上限額

- ・1事業年度あたり6.4億円に対象期間の年数を乗じた金額（※1）
- ・本制度改定後の当初の信託期間は6.4億円（※1, 2）

（本中期経営計画が対象とする期間の最終事業年度にあたる2022年度の1年分）

（※1）本信託による株式取得資金および信託報酬・信託費用の合算金額となります

（※2）本制度改定後の当初の信託期間については、現時点における残存株式等の金額を考慮し、新たな追加拠出および当社株式の追加取得は行いません。

イ 取締役等に対する付与ポイント数の上限

取締役等に付与される年間付与ポイントの総数の上限は200,000ポイントとします。取締役等が本信託から交付等を受けることができる株式数は、かかるポイントに対象期間の年数を乗じたポイント数に相当する株式数の上限に服することになります。そのため、本制度改定後の当初の信託期間において、取締役等への交付等の対象として本信託が取得する株式数（以下「取得株式数」といいます。）は、かかる年間付与ポイントの上限に、対象期間の年数である1を乗じた数に相当する株式数（200,000株）を上限とします。

なお、上記(1)イによる本信託の継続を行う場合は、信託期間における取得株式数は、かかる年間付与ポイントの上限に、新たな対象期間の年数を乗じた数に相当する株式数を上限とします。

本制度の詳細は、2019年5月15日公表の「業績連動型株式報酬制度の一部改定および追加信託金の拠出に関するお知らせ」および2018年5月15日公表の「業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

(ご参考)

【信託契約の内容】

- | | |
|---------|--|
| ① 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ② 信託の目的 | 取締役等に対するインセンティブの付与 |
| ③ 委託者 | 当社 |
| ④ 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社) |
| ⑤ 受益者 | 取締役等を退任した者のうち受益者要件を満たした者 |
| ⑥ 信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| ⑦ 信託契約日 | 2018年8月15日 |
| ⑧ 信託の期間 | 2018年8月15日～2022年8月31日
(信託契約の変更により2023年8月31日まで信託期間を延長予定) |
| ⑨ 制度開始日 | 2018年8月15日 |
| ⑩ 議決権行使 | 行使しない |
| ⑪ 帰属権利者 | 当社 |
| ⑫ 残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式
取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

以 上